教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは?

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した 方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

性暴力対応看護師(SANE)養成プログラム 【新指定番号:2320431-2020013-8】

対象の教育訓練は、約16,000講座。

具体的な講座は、教育訓練給付制度 [検索システム] で検索できます。



オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、 働きながら受講することができます。

教育訓練 検索 検 索

教育訓練の種類と給付率

対象講座の例

専門実践教育訓練

最大で受講費用の70% 「年間上限56万円】 を受講者に支給

業務独占資格などの取得を目標とする講座

・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師など

デジタル関係の講座

- ・第四次産業革命スキル習得講座(経済産業大臣認定)
- ・ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座

大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程

- ・専門職大学院の課程(MBA、法科大学院、教職大学院 など)
- ・職業実践力育成プログラム(文部科学大臣認定) など

専門学校の課程

- ・職業実践専門課程(文部科学大臣認定)
- ・キャリア形成促進プログラム(文部科学大臣認定)

特定一般教育訓練

受講費用の40% 「上限20万円] を受講者に支給

業務独占資格などの取得を目標とする講座

介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、 大型自動車第一種・第二種免許 など

デジタル関係の講座

・ITSSレベル2の情報通信資格の取得を目標とする講座

など

一般教育訓練

受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給

資格の取得を目標とする講座

輸送・機械運転関係(大型自動車、建設機械運転等)、 介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、 社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、 TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など

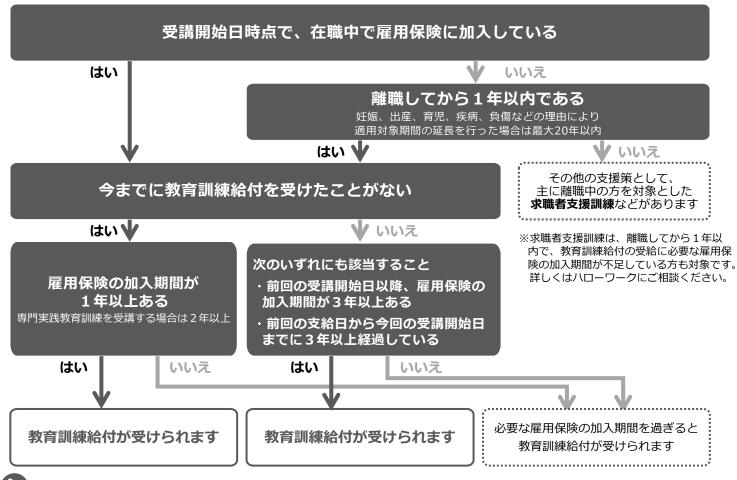
大学院などの課程

・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程



教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



├ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



※「e-Gov電子申請(https://shinsei.e-gov.go.jp/)」から電子申請も可能です。

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ(教育訓練給付制度について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



特定一般教育訓練給付金提出書類チェックリスト

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」については、電子、郵送または代理人による申請が可能になりました。



※電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。電子申請での個人の電子署名は不要です。

e-Gov電子申請サイト

給付手続きの流れ

訓練前キャリアコンサルティング

全国どこのハローワーク、キャリア形成・学び直し支援センターでも受けることができます。

受給資格確認

受講開始日の2週間前までに、お住まいを管轄するハローワークで行います。

講座の受講・修了

支給申請

修了日の翌日から1か月以内に、お住まいを管轄するハローワークで行います。

受給資格確認時の提出書類

□教育訓練給付金受給資格確認票

添付書類 (電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ (PDF、JPEG形式)で可)

- √必ず提出する書類
 - □**ジョブ・カード**(訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの。写し)
 - □マイナンバーカード (郵送または代理人申請の場合は両面の写し) ※1参照
- ✓該当する場合に提出する書類
 - □特定一般教育訓練給付再受給時報告 ※2参照
 - □払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード(郵送または代理人申請の場合は写し) ※3参照
 - □委任状 ※4参照
- ※1 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。
 - ①本人·住居所確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書(いずれも写真付き)のいずれか1種類です。これがない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書(住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書(本人の写真がないもの)のいずれか2種類です。

②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

- ※2 過去に特定一般教育訓練給付金を受給したことがある場合に提出が必要です。ホームページから様式をダウンロードしてご記入ください(裏面参照)。
- ※3 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。
- ※4 代理人申請の場合に限ります。

支給申請時の提出書類 □教育訓練給付金支給申請書 ※1参照 添付書類 (電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ (PDF、JPEG形式)で可) ✓ 必ず提出する書類 □教育訓練修了証明書 □領収書 ※2参照 □マイナンバーカード (郵送または代理人申請の場合は両面の写し) ※3参照 □教育訓練経費等確認書 ※4参照 □受給資格確認通知書 ※5参照 □特定一般教育訓練給付受給時報告書 ※4参照 ✓ 該当する場合に提出する書類 □返還金明細書 ※6参照

※1 教育訓練の修了後、指定教育訓練実施者が配布します。記載に当たっては「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

□**払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード**(郵送または代理人申請の場合は写し) ※7参照

- ※2 クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書。
- ※3 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。
 - ①本人・住居所確認書類

□委任状 ※8参照

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書(いずれも写真付き)のいずれか1種類です。これらがない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書(住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書)、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書(本人の写真がないもの)のいずれか2種類です。

②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

- ※4 下記ウェブサイトから様式をダウンロードしてご記入ください。
- ※5 受給資格確認時にハローワークでお渡しします。
- ※6 領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された(される)場合に限ります。指定教育訓練実施者が発行します。
- ※7 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。
- ※8 代理人申請の場合に限ります。

教育訓練給付制度についての詳細や各種様式のダウンロードはこちら

【ハローワークインターネットサービス】

ハローワークインターネットサービス(トップ) > 仕事をお探しの方へのサービスのご案内 > 雇用保険手続きのご案内 > 教育訓練給付

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance education.html





2024年4月1日から 教育訓練給付の支給申請がしやすくなります!

「特定一般教育訓練給付金」「専門実践教育訓練給付金」の受講前の必要書類の提出期限を緩和します。

2024年4月1日から、必要書類の提出期限が「受講を開始する日の原則2週間前まで」に緩和されます※。

これまでは、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の受給資格確認については、訓練前キャリアコンサルティングを受けたうえで、受講を開始する日の原則1か月前までに必要書類をハローワークに提出する必要がありました。

※ 教育訓練支援給付金の受給資格確認の提出期限についても、同様に**受講を開始する日の** 「原則1か月前」から「原則2週間前」までとなります。

訓練前キャリアコンサルティングについて

- ・特定一般教育訓練または専門実践教育訓練を受講予定の方は、受講する前に、訓練対応 キャリアコンサルタントから、就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する 事項について訓練前キャリアコンサルティングを受け、「ジョブ・カード」を作成する必 要があります※。
- ・訓練前キャリアコンサルティングを希望する場合は、お住まいを管轄するハローワーク にお問い合わせください。
 - ※「ジョブ・カード」は受給資格の確認を受ける際に必要になります。訓練前キャリアコンサルティングを 受けるには事前の予約が必要な場合もありますので、余裕を持ってハローワークまたはキャリア形成・リ スキリング相談コーナーへお問合せください。
- ■ハローワークに来所せずに、支給申請の手続きが完了できます! (教育訓練支援給付金の手続きは除きます。)

e-Gov電子申請: https://shinsei.e-gov.go.jp/



e-Gov電子申請

■受給資格の確認や支給申請の際に必要な書類については、 こちらのチェックリストをご参照ください。

特定一般: https://www.mhlw.go.jp/content/001235025.pdf 專門実践: https://www.mhlw.go.jp/content/001235025.pdf





特定一般

専門実践

■キャリア形成・リスキリング相談コーナーへの御予約・お問合せは こちらからお申し込みください。

キャリア形成・リスキリング推進事業:https://carigaku.mhlw.go.jp



リスキル事業

教育訓練給付の電子申請が誰でも「可能」になります!

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、 電子申請等が可能となります。

これまで、教育訓練給付(一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金)の支給申請と受給資格確認については、「疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合」に限り、電子申請、郵送または代理人による申請を認めていましたが、このたび、この要件を廃止しました。

教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。



詳細は厚生労働省ウェブサイトからご覧ください。

厚生労働省ウェブサイト 教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。なお、電子申請での 個人の電子署名は不要です。



e-Gov電子申請

https://shinsei.e-gov.go.jp/

※ 教育訓練支援給付金における受給資格確認と2か月に1回の失業の認定については、 失業状態や専門実践教育訓練の受講状況の確認を窓口で行う必要があるため、電子 申請、郵送または代理人による申請はできません。